

重点事項

1 地域福祉の推進について

国民生活の安心と幸せを実現するためには、公的サービスの充実はもちろんのこと、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進が極めて重要であり、都道府県、指定都市及び中核市においては、今後、次のような取組みを通じて地域福祉の総合的な推進を図る必要がある。

(1) 地域福祉計画について

ア 地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものであり、地域福祉の推進にとって大きな柱となるものである。

その際には、コミュニティ（日常生活圏域）単位の小地域において、住民自身が座談会等をとおして地域の生活上の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を検討する手法を基本とし、地域福祉計画が策定されることが重要である。このような策定過程を通して、住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを進めることが期待されるものである。

また、そのような住民参加の取組を行う際には、障害のある方々が有する問題、外国籍の人々が有する問題、同和問題その他地域社会で生じている様々な社会問題についても、生活上の課題が地域住民によって広く共有されるよう、その汲み上げに向けた配慮が必要である。

都道府県においては、地域福祉計画策定ガイドライン及び地域福祉支援計画を策定するとともに、管内市町村において、住民の主体的な参加により地域福祉計画が策定されるよう支援願いたい。

(参考) 平成15年6月末における策定状況

市町村地域福祉計画

平成15年度末までに策定予定（策定済みを含む） 322 か所 (10.4%)

平成16年度以降に策定予定 1,130 か所 (36.6%)

策定予定の合計 1,452 か所 (47.0%)

都道府県地域福祉支援計画

平成15年度末までに策定予定（策定済みを含む）	25 か所 (53.2%)
平成16年度以降に策定予定	11 か所 (23.4%)
策定予定の合計	36 か所 (76.6%)

※ （ ）書きは、それぞれ市町村・都道府県の全体に占める割合

イ 昨年11月に行った「地域福祉計画の策定未定の要因に関する調査」結果によると、地域福祉計画について策定未定としている市町村のうち、3/4以上の市町村が、策定未定の要因として「市町村合併の予定がある」ことをあげている。

しかしながら、地域福祉計画は、上述のとおり、コミュニティ単位の小地域における取組が基盤であり、こうしたコミュニティは合併においても変わらないこと、また、合併後も地域性を失わず地域福祉をすすめる上でもコミュニティのまとまりがよいことは有効であると考えられる。

このため、都道府県においては、合併を控えている市町村においても、合併を控えているので計画を策定しないのではなく、まず住民に身近な地域の生活上の課題を住民自らが明らかにする過程から取り組まれるよう支援願いたい。

ウ なお、次により、市町村及び都道府県の計画策定を支援することとしているので、ご了知願いたい。

① 地域福祉計画策定に係る取組みを広く共有するため、厚生労働省ホームページに「地域福祉計画」に関する項目を設けている。

については、厚生労働省ホームページに積極的にアクセスいただき、計画策定の参考とされるよう、よろしく願いたい。特に都道府県においては、管内市町村に対し、厚生労働省ホームページの積極的な活用について周知願いたい。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

また、都道府県又は管内市町村が当該地方公共団体のホームページに地域福祉計画策定の取組状況を掲載した場合には、当課まで連絡願いたい。

② 平成16年度においても、計画策定に当たり、老人保健福祉計画等との整合

性を図るなど、先駆的に取り組む市町村に対して、一定の補助を行う予定であり、積極的に活用されたい。

(2) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法上に地域福祉推進を目的とする団体として明記され、地域福祉の推進役として大きな期待が寄せられている。また、社協はこれまで、住民参加の促進やボランティア活動の振興、まちづくり等の実績を有することから、地域福祉計画策定に当たっては、重要な役割を担うことが期待されている。

イ 一方、地域では多様な主体が地域福祉を推進するため様々な活動を行っている。社協が地域福祉推進の中核としての役割を果たすためには、これらの多様な主体の幅広い参加を得て、地域福祉の推進に向け、各地域で合意形成及び相互協力を図ることが重要である。

ウ こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市においては、平成13年12月11日の総合規制改革会議の答申（規制改革の推進に関する第1次答申）の内容も踏まえ、社協が地域住民の視点に立ち、地域福祉の推進役として、その期待に十分応えるよう、また、地域福祉計画の策定に当たって一定の役割を担うよう、今後とも一層の指導、支援を願いたい。

(参考) 規制改革の推進に関する第1次答申（平成13年12月11日総合規制改革会議）では、社協が地域福祉推進の中核としての役割を担うべきとの基本的な方向性が示され、主に次のような具体的な提言がなされている。

- ① 他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組むこと
- ② 在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく当該地域におけるサービスの実態を踏まえ、他の事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めること

エ また、現在、多くの市町村で合併が検討・準備されているところであり、市町村が合併した場合には、市町村社協も合併を行うことが必要となる。社協の合併に当たっては、地域福祉の推進についてさらに充実を図り、現状の福祉サービスの水準をさらに高めるという視点が必要であり、都道府県、指定都市及び中核市においては、一層の指導、支援を願いたい。

なお、都道府県社協が市町村社協の合併を支援する取組（巡回相談、連絡会議の開催、マニュアルの作成等）を行う場合には、地域福祉推進支援事業の活用についても検討願いたい。

(3) ボランティア活動の振興

ア ボランティアの活動は、地域に根ざした活動として住民のニーズにきめ細かく対応できるなど、福祉サービスの担い手として期待されている。また、今後の地域福祉を支える一主体として、地域住民が主体的に参加し、お互いに助け合い、支え合う地域福祉を推進していくということからも、さらなるボランティア活動の振興を図ることが重要である。

イ 社協ボランティアセンターは、平成6年度より国庫補助によって計画的に整備されてきたが、ボランティア活動に関する相談機関として住民に周知・広報することはもちろんのこと、休日や夜間に利用できる体制、生活関連分野など幅広い活動に係る支援体制など、より利用者の視点に立った運営が求められている。管内社協ボランティアセンターが、ボランティア活動の推進を図る上で、その役割を果たすためには、定められた事業のみを実施することで満足するのではなく、住民のニーズを汲み取り、住民主体の活動センターとなるよう、管内市町村に対する積極的な指導、支援を願いたい。

(4) 民生委員・児童委員活動の推進

ア 民生委員・児童委員は、住民の立場に立った相談・活動を行う者として、地域に密着した様々な活動を展開しているところであり、地域福祉を推進を図る中核的な存在として大きな役割を担っている。

一方、家庭や地域社会が大きく変容する中、虐待や孤立など福祉ニーズが把握

できず、支援を要する人たちに必ずしも十分な支援が行き届いていない事例もみられる。

このため、民生委員・児童委員が行う相談援助活動を更に充実させるとともに、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）による組織的な取り組みや、民生委員・児童委員のみならず、地域の様々な相談員、福祉事務所、児童相談所など関係機関と協力し、潜在的なニーズを掘り起こし、地域で総合的な支援を行うためのネットワークづくりを積極的に進めるなど、管内市町村に対する支援を願いたい。

イ また、民生委員・児童委員の資質のさらなる向上を図るため、研修の実施についても特段の配慮を願いたい。

なお、研修の実施に当たっては、様々な福祉サービス・諸制度の知識、住民の立場に立った相談・支援方法の習得とあわせて人権問題に関する理解と認識を深めるための内容を加えるなど、民児協等と連携を図りながら実施されたい。

ウ 民生委員・児童委員の活動に必要な経費については、地方交付税における基準財政需要額算定の基礎となる単位費用積算基礎において、平成15年度からは、民生委員・児童委員1人当たりの活動費は表示されず、総額のみが表示されているところである。もとより、地方交付税は、地域の実情に応じて、各地方公共団体の自主的な判断により、その使途や金額を決定できるものである。

厳しい社会・経済情勢の下、要支援者が増加し、民生委員・児童委員に求められる役割も増大しているところであり、都道府県におかれては、民生委員・児童委員活動の実態を踏まえ、一層の民生委員・児童委員活動の充実が図られるよう、所要の財政措置につき特段の配慮を願いたい。

エ 平成16年12月には、3年ごとに行われている民生委員・児童委員の一斉改選が行われる。については、改選に際して民生委員・児童委員活動に支障を来さないよう適任者の選任に特段の配慮を願いたい。

(5) 地域福祉権利擁護事業について

ア 本事業の実施状況を見ると、一定程度の事業の普及が図られてきているものの、都道府県・指定都市社協毎又は事業の一部の委託を受けた基幹的社協毎の相談件数、契約締結件数等には、大きな格差が生じている。

(参考) 実施状況 (事業開始 (平成11年10月) ~平成15年12月末)

利用契約件数 約1万5千件

利用に関する相談や問い合わせ 約49万件

イ 都道府県・指定都市においては、管内社協に対して、利用ニーズの把握、本事業の実施方法の工夫、サービス内容の向上等について、一層の支援、指導等を行うことにより、本事業がさらに普及・定着するよう配慮願いたい。

ウ 本事業の平成16年度国庫補助協議については、下記の点に留意願いたい。

(ア) 一基幹的社協等において、利用者を数多く抱え (現に契約をしている利用者数40名以上)、平成16年度においてもさらに契約締結件数の増加が見込まれることにより、専門員の業務に支障を来している場合には、専門員の増員について、国庫補助協議の際に当課まで相談されたい。

(イ) 契約件数、相談件数ともに実績がほとんどない (現に契約をしている利用者数0名かつ平成15年度における相談件数30件以下) 基幹的社協等においては、国庫補助の対象とはしないので留意されたい。

2 生活福祉資金貸付制度について

(1) 生活福祉資金貸付制度の見直し

生活福祉資金貸付制度は、これまで低所得世帯の生活の安定のために必要な資金を貸し付けること等を目的として運営されてきたが、年々減少する貸付件数や一部の資金への偏った貸付実績から見て、低所得世帯の資金需要に十分対応できていない等の指摘がなされているところである。

このような現状に鑑み、これまでも、資金種類等の見直し、新たな資金の創設などの改善に努めてきたところであるが、平成16年度においては、次に掲げるような改善を図り、本制度が真に低所得世帯等の資金需要に応えることのできるよう見直しを行うこととしている。

ア 生活福祉資金（一般分）の見直し

(ア) 資金種類等の整理・統合

利用者に分かりやすく、また利用しやすくするため、資金種類等を整理統合。

- ・ 更生資金と障害者更生資金を統合
- ・ 支度費（更生資金、障害者更生資金）をまとめて福祉資金に整理
- ・ 修学資金の修学費の区分をまとめる（現在16区分→4区分）
- ・ 貸付限度額を分かりやすく整理

(イ) 貸付手続きの簡素化

民生委員の関与の軽減、申請から貸付け等の決定までの時間短縮を図るため、貸付手続きを簡素化。（簡素化の内容は、都道府県社協が民生委員協議会等との協議により、地域の実情に応じて創意工夫）

(例)

- ・ 担当民生委員個人としての事務処理から、組織的事務処理への移行
- ・ 民生委員を経由せず、直接、市町村社協へ申請できる資金種類の拡大
緊急小口資金 → 中国残留邦人等国民年金追納費、緊急小口資金及び
災害援護資金
- ・ 貸付決定通知書等は、市町村社協、民生委員を経由しない。

イ 離職者支援資金の貸付条件の緩和

失業者世帯の資金需要に応えるため、貸付条件を緩和。

① 貸付期間の考え方の緩和

離職後1年を過ぎた場合の貸付期間は、2年に達するまでの残期間

↓

離職後1年を過ぎた場合でも、2年以内であれば上限12月までの貸付けが可能

② 据置期間の延長

6月以内 → 12月以内

ウ 会計の取扱いの変更

(ア) 原資会計間の相互貸借

生活福祉資金原資会計及び離職者支援資金原資会計の両会計間の相互貸借(効率的な資金運用)により、必要な原資を確保。

(イ) 事務費会計の一本化

生活福祉資金貸付事務費会計と離職者支援資金貸付事務費会計を一本化。

エ その他

(ア) 連帯保証人に係る居住地要件の緩和

借受申込人がより適切な連帯保証人の確保を行えるよう、生活福祉資金及び離職者支援資金の連帯保証人に係る要件を緩和。

- ・ 原則借受人と同一市町村内に居住 → 都道府県内に拡大
- ・ 都道府県内で確保できない場合には、都道府県社協会長の判断により都道府県外の者を連帯保証人としても差し支えない。

(イ) 児童養護施設退所児童等に対する生活福祉資金の貸付け

児童養護施設退所児童等の自立に資するため、生活福祉資金を活用して、退所後の児童がアパートを借りる際の当面の賃借料や就学に必要な資金等を貸付け。

(2) 長期生活支援資金貸付制度の円滑な実施

低所得である高齢者世帯に対し、現に居住する自己所有の不動産を担保に生活資金の貸付けを行う制度として平成14年12月に創設したところであるが、その重要性に鑑み、今後とも本制度が円滑に実施されるよう、実施主体である都道府県社協に対する支援を願いたい。

○貸付実績（平成16年1月1日現在）

- ・貸付業務実施社協数 35 か所
- ・貸付決定件数 93 件

(3) 離職者支援資金貸付制度の一層の普及・定着

雇用保険の枠外にいる自営業者及びパート労働者の失業や、雇用保険の給付期間が切れたことにより、生計の維持が困難となった失業者に対し、生活資金を貸し付ける制度として平成13年度に創設したところであるが、その重要性に鑑み、公共職業安定所と密接な連携を図ることや、社協や地方公共団体等における広報誌等を活用することにより、今後とも本制度の一層の普及・定着が図られるよう、実施主体である都道府県社協に対する支援を願いたい。

○貸付実績（平成15年12月末現在）

- ・貸付決定件数 8,264 件
- ・貸付決定金額 11,027 百万円

3 ホームレス対策について

(1) ホームレス問題に対応するための体制整備について

複雑かつ多様なホームレス問題への対応については、雇用、住宅、保健医療、福祉等各分野にわたる総合的な取組みが重要である。このため、特にホームレスを多く抱える地方公共団体においては、総合的に施策を推進できるよう連絡会議の設置など庁内体制の整備に配慮願いたい。

(2) 実施計画の策定について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、国は、平成15年7月末に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたる施策を推進するための方針を示したところである。

地方公共団体においても、必要があると認めるときは、この基本方針等に即し、実施計画を策定することとなっている。現在、一部の府県において、実施計画の策定に取り組まれているが、ホームレス問題については早期にその解決を図る必要があることから、実施計画の策定が必要とされる都道府県においては、他県の状況を見守るのではなく、迅速に実施計画を策定し、管内市町村に示すとともに、実施計画の策定が必要とされる市町村においても、早期に実施計画を策定するよう配慮願いたい。

なお、実施計画の策定に当たっては、基本方針にも述べているように、関係部局や関係機関との連携、関係者の意見の聴取等にも留意されたい。

(3) 平成16年度のホームレス対策事業について

平成16年度のホームレス対策事業については、以下のように新規事業の創設や既存事業の改善・拡充を図ることとしているので、積極的な取組みを図るとともに、必要に応じて、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の実施を検討されたい。

なお、自立支援センターの小規模型・サテライト型の設置にあたっては、各地方

公共団体におけるホームレスの数や実態等を十分に考慮した上で当該事業の実施を検討されたい。

ア ホームレス衛生改善事業の創設

入浴等のサービスを提供することにより、衛生状態を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い必要な施策につなげる。

○実施カ所数：10カ所

○実施主体：都道府県・市町村（社会福祉法人等に委託可）

○補助率：1/2 ○補助基準単価(案)：1カ所当たり@ 4,996千円

イ ホームレス自立支援事業の改善

利用定員10人以上30人未満の小規模型・サテライト型の自立支援センターの設置運営を図る。

○補助基準単価(案)

・小規模型(10人施設の場合) @ 18,828千円

・サテライト型(分館) センター本館と分館の合計利用定員単価に分館宿日直手当@ 1,934,100円を加算。

ウ 実施主体の拡大

ホームレスが少ない地方公共団体におけるホームレス対策を推進する観点から、ホームレス自立支援事業等の実施主体に都道府県を加え、市町村の枠を越えた広域的な事業展開を可能とする。

・市町村(国 1/2、市町村 1/2) → ・都道府県(国 1/2、都道府県 1/2)

・市町村 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

(指定都市、中核市の場合(国 1/2、指定都市・中核市 1/2))

エ その他のホームレス対策事業

厚生労働省では、平成16年度予算案において、新たに、保健所や市町村の保健師等による血圧測定、尿・血液検査、健康相談等を行う「ホームレス保健

サービス支援事業」(健康局所管)を創設するとともに、就業機会の確保として、「日雇労働者等技能講習事業」や「ホームレス等試行雇用事業」(ともに職業安定局所管)等の充実を図ることとしている。

(参考) ホームレス対策の流れ

平成14年8月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行

平成15年

1月～2月 「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施

・全国のホームレス数 581市町村で約2万5千人

平成15年7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示

平成15年8月～基本方針に基づき各地方公共団体において実施計画を策定

4 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施

ア 地域改善事業

地域改善事業については、平成13年度末をもって地対財特法が失効したことから、これまでの特別対策や、一般対策に工夫を加え実施してきた事業は、全て一般対策として実施することとなったが、今後の施策ニーズには各般の一般対策によつて的確に対応する必要があり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮願いたい。

また、今般、各都道府県の協力を得て実施している「隣保館運営事業実態調査」については、後日、調査結果をお知らせすることとしているので、当調査結果を参考に、今後の隣保館活動の推進を図られたい。

なお、平成16年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対して周知方願いたい。

(ア) 地区道路・橋梁等整備事業

地方改善施設（設備）整備事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

(イ) 隣保館整備事業

隣保館の整備事業については、社会福祉施設整備費の平成16年度予算が厳しい状況であることから、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選の上、国庫補助協議されたい。

なお、平成16年度より、社会福祉施設等設備整備費を社会福祉施設等施設整備費に統合する予定であり、隣保館についても同様の取扱となるのでご留意願いたい。

(ウ) 隣保館運営事業

隣保館運営事業については、隣保館デイサービス事業及び広域隣保活動事業

の実施か所数について各々10か所の増を図ったところである。

なお、隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、今後、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策については、その活用が十分に図られるよう管内市町村に対し周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、市町村本庁関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 隣保館は、地方自治法第244条にいう市町村が設置する「公の施設」であり、また、その職員は地方公務員であることから、その運営に当たっては常に行政の公平性・中立性を旨とする必要がある。

このため、従来より中立公正な運営に努めるよう指導してきたところであるが、今後とも特定団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

④ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機

能が失われることのないよう、十分留意願いたい。

- ⑤ 平成14年度に「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を改正した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対して周知願いたい。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として根深く存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段の配慮を願いたい。

また、平成10年に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生し、調査を依頼した企業等の中に社会福祉法人等が含まれていたが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、社会福祉法人等の関係団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

5 消費生活協同組合の指導について

(1) 健全な運営の確保について

生協は生協法に基づく特別の法人であり、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、責任ある経営が求められている。

都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段の配慮を願いたい。

- 経営が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化。
- 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底。

(2) 政治的中立の確保

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判を招くことのないよう引き続きご指導願いたい。

(3) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

本調査については、生協行政等への有効な活用を図ることを目的として、毎年実施している。平成16年度の調査については、早期に実施する予定であるので御協力願いたい。

なお、都道府県におかれては、本調査の結果から生協の基本的事項を把握し、管内生協に対する指導等に活用願いたい。

イ 消費生活協同組合でない団体の名称使用の禁止

消費生活協同組合法では、消費生活協同組合でない者は、その名称の中に、消費生活協同組合であることを示す文字を用いてはならない旨定められている。昨今、

この規定に抵触すると思われる事案が生じ、組合員の方々への注意喚起等をお願いしたところであるが、引き続きのご配慮をお願いする。また、このような事案があった場合には名称使用禁止について指導願いたい。

ウ 生協関係予算

(ア) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

生協の経営環境が改善しない中で、所管行政庁としては、生協の運営実態の的確な把握が求められていることから、平成16年度においても消費生活協同組合運営状況調査を実施することとしている。

なお、平成16年度の調査テーマ、内容等の詳細については別途通知する予定である。

(イ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」(昭和28年法律第13号)に基づき、生協における設備整備等に必要な資金の貸付を行う都道府県に貸付けることにより、生協の健全な発展を図るものであり、平成16年度予算案においては2千5百万円が計上されているところである。

各都道府県におかれては、管内生協にこの貸付金の趣旨を十分説明のうえ、その活用を図られたい。

エ 日本政策投資銀行融資

生協が店舗等の建設・整備に必要な資金を長期的に安定した金利で調達できるよう、日本政策投資銀行により次の融資制度が設けられているので、その積極的な活用について、管内生協へ周知願いたい。

生活関連物資自主流通施設

- ・ 融資対象 供給、集配送、包装等供給事業の用に供する施設(店舗、配送センター、加工工場等)
- ・ 金 利 政策金利Ⅰ
- ・ 融資比率 30%程度